

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 教育委員会

1. 監査実施期日 : 令和2年8月4日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

1 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p><b>【全体】</b>                      ア 誤字脱字や記載漏れ、押印・收受印漏れ等の軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。</p> <p><b>【サービス関係】</b>                      ア 出勤簿において、集計欄の年休月計(4時間)と年休簿の記載(3時間)に不一致があったので、訂正されたい。また、連動する勤務状況報告書にも影響がないか確認されたい(R2)。                      イ 時間外命令簿において、①8時30分から14時15分までの勤務に対し、勤務時間が4時間45分となっていることから、1時間休憩を取っていると思われるが、2か所ある休憩時間の欄(「うち休憩時間」欄)に記載漏れがあったので、補完されたい(R1)。②勤務時間等確認欄下の勤務命令時間欄に記載漏れがあったので、補完されたい(R1)。</p> <p><b>【請求書関係】</b>                      ア 請求書綴において、①エレベータ保守点検業務3月分の請求書に收受印の押印漏れがあったので、適正に事務処理されたい(R1)。②施設清掃業務(6月分)について、6月30日発行の納品書に7月30日の收受印が押印されているが、請求書の発行が7月2日であることから、納品書の收受印の日付誤り(正しい收受日は6月30日)と思われるので、確認のうえ訂正されたい(R2)。</p> <p><b>【物品購入関係】</b>                      ア 物品購入において、貸出用視聴覚教材購入について、消費税に関する届出書の收受日が契約締結日よ</p>	<p>ア 訂正、補完し、職員へ周知しました。</p> <p>ア 出勤簿の年休集計欄と勤務状況報告書の時間数を3時間に訂正しました。</p> <p>イ 補完し、職員へ周知しました。</p> <p>ア 訂正、補完しました。</p> <p>ア 訂正し、職員へ周知しました。以後適正に執行します。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 教育委員会

1. 監査実施期日 : 令和2年8月4日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

2 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>り後の日付であった。消費税に関する届出書は、契約締結時の提出書類であるので、收受日は契約締結日と同日となる(R1)。</p> <p>【業務委託関係】</p> <p>ア 業務委託契約において、①着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた(空調機保守点検業務、植栽管理業務、プラネタリウム番組リーフレット印刷業務、音響設備保守点検業務ほか)。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び業務工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、着手届に記載されている着手日を確認すると、着手日が履行期間の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから、管理技術者等通知書は着手日前までに着手届及び業務工程表と併せて提出となるので、收受日は同日となる(R1,R2)。②貸出教材搬送業務について、消費税に関する届出書の收受日が契約締結日より後の日付であった。消費税に関する届出書は、契約締結時の提出書類であるので、收受日は契約締結日と同日となる(R1)。③舞台機構設備保守点検業務について、着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書に收受印の押印漏れがあったので、補完されたい(R2)。④夜間人的警備業務について、年間見込額が50万6,880円であるのに対し、契約保証金免除の根拠に契約規則第38条第1項第4号(50万円未満かつ契約不履行のおそれがないと認められるとき)を引用しているので、訂正されたい(R2)。⑤消防用設備点検業務(後期)について、完成検査合格から請求書の受理・支払いまでの期間が1か月以上開いていたので、迅速な支払の事務処理をされたい(R1)。</p>	<p>ア ① 訂正、補完しました。さらに受注者に対して指導するとともに、適正な文書であるか、受理時の確認に努めます。</p> <p>② 訂正、補完し、職員へ周知しました。</p> <p>③ 補完しました。</p> <p>④ 契約規則第38条第1項第3号に訂正しました。</p> <p>⑤ 今後、迅速な事務処理に留意します。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

# 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 教育委員会

1. 監査実施期日 : 令和2年8月4日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

3 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p><b>【修繕・工事関係】</b></p> <p>ア 修繕・工事関係において、①契約規則第29条第1項第5号を根拠に契約伺いを行っているものが複数見受けられた(軒天銅板屋根修繕, メディア研修室煙感知器破損交換修繕)。同項ただし書き(各号)は1者から見積徴収する根拠規定であり、契約伺いの根拠とはならない(R2)。②契約方法を1者特命随意契約とし、理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しているものが複数見受けられた(ホワイエ雨漏れ対策修繕, 多目的ホール照明卓用無停電電源装置修繕)。当該修繕の予定価格を考慮すれば、同項第1号(地方公共団体の規則で定める金額の範囲内で契約をするとき)＝契約規則第28条各号に掲げる契約の種類に応じた額を適用した少額随意契約に該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下の各号が該当する場合は、第1号が優先適用)。修繕契約の場合は工事請負契約書の様式を準用するので、1者特命随意契約を行う場合は、建設工事執行規則第26条第1項ただし書き(同項各号いずれか1つ)を適用し、1者から見積書を徴収することになる(R1)。③高圧気中開閉器交換修繕について、消費税に関する届出書の收受日が契約締結日より後の日付であった。消費税に関する届出書は、契約締結時の提出書類であるので、收受日は契約締結日と同日となる。また、着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書の提出期限を遵守していない。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、着手届に記載されている着手日を確認すると、着手日が工期の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから、現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と併せて提出となるので、收受日は同日となる(R1)。④完成届の引用</p>	<p>ア ①② 今後は根拠となる規定の理解と適正な執行を行います。                  ③ 消費税に関する届出書、着手届等の提出期限について、受注者に指導するとともに、適正な事務処理を行います。                  ④ 受注者に対して指導するとともに、適正な文書であるか、受理時の確認を行います。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。



定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 教育委員会

1. 監査実施期日 : 令和2年8月4日  
 2. 監査結果報告 : 令和2年8月20日

5 / 5枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>【現金出納簿】                      ア 現金出納簿について、①入金日及び金額の記載漏れ、確認印の押印漏れがあったので、補完されたい(R1)。②2月13日入金の後、2月8日入金が記載されていたので、適正に事務処理されたい(R1)。</p>	<p>ア 補完しました。以後適正な執行を行います。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。